## 届出受理医療機関一覧表

**処理年月日** 

「令和7年10月16日 から 令和7年10月31日 歯科]

令和7年11月5日作成 1 頁 病床数 医療機関番号 医療機関名称 医療機関所在地 受理内容 八丁堀歯科医院 小児口腔機能管理料の注3に規定する口腔管理体制強化加算 01.3300.3 **〒**730-0013 広島市中区八丁堀3-8 算定開始年月日: 令和 7年11月 1日 (口管強) 第621号 白峯ビル4F **T**730-0052 01.3305.2 久米歯科医院 医療 D X 推進体制整備加算 広島市中区千田町3丁目 (医療DX) 第284号 算定開始年月日:令和7年11月1日 1.0 - 301.3627.9 <del>-</del> 736-0083 在宅患者歯科治療時医療管理料 アイリス歯科 広島市安芸区矢野東二丁 (在歯管)第531号 算定開始年月日:令和7年11月1日 目23番15号 医療DX推進体制整備加算 01.3688.1 聖歯科クリニック <del>+</del>736-0085 広島市安芸区矢野西一丁 (医療DX) 第324号 算定開始年月日:令和7年11月1日 目32番11号アイスタ 矢野 2 F 医療法人健真会 藤本 **〒**732-0822 手術用顕微鏡加算 01.3742.6 歯科クリニック広島駅 広島市南区松原町5番1 (手顕微加)第258号 算定開始年月日:令和7年11月1日 歯根端切除手術の注3 号-706 (根切顕微)第246号 算定開始年月日:令和7年11月1日 **〒**732-0066 歯科訪問診療料の注15に規定する基準 01.3770.7 U Dental C (歯訪診) 第1319号 linic 华田 広島市東区牛田本町2丁 算定開始年月日:令和7年11月1日 目 1-16 2-3階 手術用顕微鏡加算 (手顕微加)第259号 算定開始年月日:令和7年11月1日 歯科技工士連携加算1及び光学印象歯科技工士連携加算 (歯技連1) 第391号 算定開始年月日:令和7年11月1日 歯科技工士連携加算2 (歯技連2)第423号 算定開始年月日:令和7年11月1日 光学印象 (光印象) 第279号 算定開始年月日:令和7年11月1日 CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー (歯CAD) 第1801号 算定開始年月日:令和7年11月1日 歯根端切除手術の注3 (根切顕微) 第247号 算定開始年月日:令和7年11月1日 クラウン・ブリッジ維持管理料 算定開始年月日:令和7年11月1日 (補管) 第21138号

[令和 7年10月16日 から 令和 7年10月31日 歯科] 令和 7年11月 5日作成 2 頁

| [ [4] H   1   10/110 | かり 中和 7年10月                      | 01日 图作]   |     | 节和 / 平11月 3日作成 - 乙 貝   |
|----------------------|----------------------------------|---|-----|--|
| 医療機関番号               | 医療機関名称                           | <br>  医療機関所在地                                   | 病床数 | 受理内容   |
| 01,3772,3            | まつおか歯科クリニック                      | 〒732-0066<br>広島市東区牛田本町六丁<br>目1番27号6階            |     | 初診料(歯科)の注1に掲げる基準<br>(歯初診)第1872号  |
| 02,3108,8            | 岩崎歯科医院                           | 〒731-0221<br>広島市安佐北区可部4-<br>8-15                |     | 「保管)第21140号   算足開始平月日・〒和 7年10月 1日   小児口腔機能管理料の注3 に規定する口腔管理体制強化加算   (口管強)第619号   算定開始年月日:令和 7年11月 1日  |
| 02,3157,5            | ANELA DENT<br>AL CLINIC・<br>矯正歯科 |   |     | 初診料 (歯科) の注 I に掲げる基準<br>(歯初診) 第1867号   |
| 02,3470,2            | 谷口歯科グリニック                        | 〒731-5142<br>広島市佐伯区坪井1-3<br>3-9                 |     | 口腔粘膜処置   「口腔粘膜)第619号   算定開始年月日:令和 7年11月 1日   レーザー機器加算   算定開始年月日:令和 7年11月 1日   1日   1日   1日   1日   1日   1日   1  |
| 02,3585,7            | ズテラデンタルカリ <i>ニ</i><br>ック         | 〒733-0844<br>広島市西区井口台2丁目<br>1-1エイブル広島ビル<br>102号 |     | 医療 D X 推進体制整備加算<br>(医療 D X) 第907号 第定開始年月日:令和 7年11月 1日<br>在宅患者訪問診療料(I)の注13(在宅患者訪問診療料(II)の注6の規定により準用する場合を含む。)、在宅がん医療総合診療料の注8及び歯科訪問診療料の注20に規定する在宅医療 D X 情報活用加算<br>(在宅 D X) 第88号 第定開始年月日:令和 7年11月 1日               |
| 02,3730,9            | 井口にじいろ歯科・矯<br>正歯科                |   |     | 「一位名 日本 1 年 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日  |
| 02,3749,9            | かわばたファミリー歯<br>科                  | I   |     | 初診科 (歯科) の注 I に掲げる基準 (歯初診) 第1870号 第定開始年月日:令和 7年11月 1日 歯科外来診療感染対策加算 1 (外感染 1) 第4670号 第定開始年月日:令和 7年11月 1日 CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー (歯CAD) 第1800号 第定開始年月日:令和 7年11月 1日 クラウン・ブリッジ維持管理料 (補管)第21137号 第定開始年月日:令和 7年11月 1日 |
|                      |                                  |   |     |  |

[令和7年10月16日 から 令和7年10月31日 歯科]

令和 7年11月 5日作成 3 頁

| 医療機関番号    | 医療機関名称       | 医療機関所在地                               | 病床数 | 受理内容                          |
|-----------|--------------|---------------------------------------|-----|-------------------------------|
| 05,3279,0 | 呉中通デンタルクリニック | 〒737-0046<br>呉市中通3丁目5番11<br>号呉パルスビル1階 |     | 医療DX推進体制整備加算<br>(医療DX)第2126号  |
| <u></u>   | 医療法人         | 〒737-0141<br>呉市広大新開1丁目3番<br>27号       |     | クラウン・ブリッジ維持管理料<br>(補管)第21134号 |
| 09,3099,4 | 本郷こもれび歯科     |                                       |     | (補管)第21139号                   |

[令和7年10月16日 から 令和7年10月31日 歯科]

令和 7年11月 5日作成 4 頁

| 医療機関番号                 | 医療機関名称                       | 医療機関所在地                                | 病床数 | 受理内容  |
|------------------------|------------------------------|--|-----|---|
| 15,3287,2              | 三谷歯科医院                       | 〒720-0311<br>福山市沼隈町大字草深1<br>966-2      |     | 口腔粘膜処置<br>(口腔粘膜)第623号 算定開始年月日:令和7年11月 1日<br>レーザー機器加算<br>(手光機)第608号 算定開始年月日:令和7年11月 1日   |
| 15,3361,5              | 医療法人 歯科EMデンタルクリニック           | 〒721-0907<br>福山市春日町七丁目5番<br>16号        |     | - 手術時歯根面レーザー応用加算 第2113号 第22開始年月日:令和 7年11月 1日  |
| 15,3375,5              | うまこし歯科医院                     | 〒720-2124<br>福山市神辺町大字川南 1<br>7 2 6 – 1 |     | 医療 D X 推進体制整備加算<br>(医療 D X)第2128号   |
| 15,3400,1              | 医療法人社団恵聖会<br>ファーストデンタル福<br>山 | 〒720-0043<br>福山市船町2番1号徳永<br>ビル1階       |     | 「一腔粘膜処置   |
| 15,3409,2              | もりかず歯科医院                     |  |     | (手光機)第603号 算定開始年月日:令和 7年11月 1日<br>小児口腔機能管理料の注3 に規定する口腔管理体制強化加算<br>(口管強)第620号 算定開始年月日:令和 7年11月 1日  |
| 17,3037,7<br>19,3052,2 | さくら歯科クリニック 林歯科医院             | 1 -                                    |     | 医療DX推進体制整備加算<br>(医療DX)第2127号 算定開始年月日:令和7年11月1日<br>歯科技工士連携加算「及び光学印象歯科技工士連携加算<br>(歯技連1)第389号 算定開始年月日:令和7年11月1日<br>光学印象  |
| 25,3135,2              | ふるたま歯科ファミリ<br>ークリニック         | 東広島市八本松飯田8丁<br>  目8-40 1 F             |     | (光印象)第277号算定開始年月日:令和 7年11月 1日在宅患者歯科治療時医療管理料算定開始年月日:令和 7年11月 1日(在歯管)第532号算定開始年月日:令和 7年11月 1日歯科訪問診療料の注15に規定する基準算定開始年月日:令和 7年11月 1日  |
| 25,3138,6              | 東広島でっしーデンタルクリニック             | 〒739-0024<br>東広島市西条町御薗宇 8<br>524-7     |     | 医療DX推進体制整備加算<br>(医療DX)第2138号 算定開始年月日:令和7年11月1日<br>初診料(歯科)の注1に掲げる基準<br>(歯初診)第1868号 算定開始年月日:令和7年11月1日<br>歯科外来診療医療安全対策加算1<br>(外安全1)第4575号 算定開始年月日:令和7年11月1日<br>歯科外来診療感染対策加算1<br>(外感染1)第4668号 算定開始年月日:令和7年11月1日<br>CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー<br>(歯CAD)第1798号 算定開始年月日:令和7年11月1日<br>クラウン・ブリッジ維持管理料<br>(補管)第21135号 算定開始年月日:令和7年11月1日 |

## 届出受理医療機関一覧表

処理年月日

[令和 7年10月16日 から 令和 7年10月31日 歯科] 令和 7年11月 5日作成 5 頁

| 医療機関番号                 | 医療機関名称                    | 医療機関所在地  | 病床数 | 受 理 内 容   |
|------------------------|---------------------------|--|-----|---|
| 31,3072,5              | なかむら歯科医院                  | 〒731-4323<br>安芸郡坂町横浜中央1-3-5                          |     | 口腔粘膜処置<br>(口腔粘膜)第621号   |
| 39,3045,4              | 好中歯科医院                    | 〒725-0301<br>豊田郡大崎上島町中野 1<br>7 3 7 — 1               |     | 初診料 (歯科) の注 I に掲げる基準 (歯初診) 第1869号   |
| 45,3018,8<br>47,3011,9 | いのうえ歯科医院<br>松山歯科グリニック<br> | 〒729-3104<br>福山市新市町宮内362<br>〒729-3431<br>府中市上下町上下845 |     | (補管) 第21136号算定開始年月日:令和7年9月21日歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)算定開始年月日:令和7年9月21日医療DX推進体制整備加算<br>(医療DX) 第2137号算定開始年月日:令和7年11月1日口腔細菌定量検査<br>(口菌検)第37号算定開始年月日:令和7年11月1日 |
|                        |                           |  |     |   |
|                        |                           |  |     |   |
|                        |                           |  |     |   |